**流山市総合運動公園トライアルサウンディングに関する協定書**

　流山市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、流山市総合運動公園トライアルサウンディング（以下「サウンディング」という。）に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、流山市総合運動公園の更なる魅力や利便性の向上を図るために実施するサウンディングの円滑な運営のために必要な事項を定めるものである。

　（位置）

第２条　乙がサウンディングを実施する場所（以下「運営会場」という。）は別紙「位置図」に定めるところによる。

　（行為等）

第３条　乙は、サウンディングを開始する前に流山市都市公園条例（以下「条例」という。）第３条に基づく行為に関する許可を受けるほか、運営に必要な許認可を受けていることを証明する書類の写しを甲に提出してから申請した行為を行うこと。

２　乙は、上水道及び下水道並びに電気供給設備と、乙が行為で使用する機器等を接続する際は、供給事業者への使用許可申請等の手続きを行うこと。

３　乙は運営中、甲が発行したトライアルサウンディング参加証を公園利用者が視認できるように表示すること。

　（費用の負担）

第４条　流山市都市公園条例第１７条第１項に基づく額は、０円とする。

２　乙は、上下水道や電気の使用料のほか、運営に必要な資機材や燃料について、行為許可期間中に発生したものを負担すること。

　（運営会場の維持管理）

第５条　運営会場の清掃その他営業に必要な維持管理は、条例第３条に基づく行為許可の内容に基づき乙が行うこと。

２　乙は、行為許可期間が満了したとき又は行為許可が取り消されたときは、乙の負担により甲が指定する期日までに、運営会場の原状回復を行うこと。

３　行為許可期間中に発生した運営に係るゴミは、乙が責任をもって適切に処分すること。

４　乙は、運営日以外に行為許可に関連したものを残置する場合は、予め甲と協議の上、一般公園利用者の安全に配慮した形で行うこと。

　（広報）

第６条　乙がサウンディングに関する広報を行う際は、その内容についてあらかじめ甲と協議を行うこと。

　（法令の遵守）

第７条　乙は、サウンディングの実施に当たり、関係する法令等を遵守し、必要な手続を遅滞なく行うこと。

　（事件又は事故発生時）

第８条　サウンディング期間に事件又は事故が発生した際、乙は直ちに応急処置を行った上で予め提出した提案書類に掲載した緊急連絡体制に則って連絡を行うこと。

２　サウンディング期間に乙が甲若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに乙は甲へその状況及び内容を書面により報告し、すべて乙の責任において処理解決をするものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

３　サウンディング期間に乙の行為に関連する資機材以外の公園施設が要因となって第三者に損害を与えた場合は、甲の責任において処理解決をする。

（運営の中止）

第９条　サウンディング期間に地震や台風といった天災、その他予期せぬ事態の影響により運営会場での運営が困難となった場合、直ちに乙は甲へその状況及び内容を報告し、協議を行うこと。なお、運営会場の復旧が必要な場合は甲が行うものとするが、乙の行為に関連する資機材に被害が出た場合は、乙が復旧するものとする。

２　サウンディング期間に、台風などの災害が起きかねない天気に関する情報、その他国や県からの要請に基づき、甲が乙に対して運営中止の要請を行った場合は、乙はただちに運営を中止すること。

３　同条第１項、第２項による運営の中止が原因で乙が被った損害について、甲は補償しない。

　（運営会場の安全管理）

第１０条　乙は、乙の行為に関連する資機材に破損や故障が確認された場合は直ちに安全を確保できるように対策を行うこと。

２　乙は、乙の行為に関連する資機材以外の運営区域内にある公園施設の破損や樹木の枯れなど、公園利用者に危害が及ぶ可能性が確認された場合は、直ちに甲に報告を行うこと。

　（利用者アンケートの実施）

第１１条　乙は、利用者に甲と協議を行って内容を定めたアンケートを実施すること。

　（サウンディング調査結果の報告）

第１２条　乙は、次に掲げる事項を報告書にまとめ、サウンディング期間終了後２週間以内に甲に書面にて提出すること。

（１）実施日時、実施内容、利用客数、事業に係る収支、実施状況写真

（２）利用者へのアンケートの結果

２　乙は、甲が実施するトライアルサウンディングに関するヒアリング調査に協力すること。

（期間）

第１３条　本協定書は、締結日から令和　　年　　月　　日までの期間有効なものとする。

　（その他）

第１４条　本協定書に示した内容のほか、疑義が発生した場合は都度協議を行い、解決を図ること。

　この協定の締結の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　令和４年　月　　日

　千葉県流山市平和台一丁目１番地の１

甲　流山市

　　流山市長　井崎　義治

住所

乙　会社名等

代表者名